

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	7-6
許認可等の種類	クリーニング師免許証の再交付			
根拠法令条例等・条項	クリーニング業法施行令第1条第3項、クリーニング業法施行規則第6条			
許認可等の概要	クリーニング師免許証の再交付			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリーニング業法施行令第1条第3項 都道府県知事は、免許証を亡失し、又はき損したクリーニング師から免許証の再交付の申請があつたときは、免許証を交付しなければならない。 ・クリーニング業法施行規則 第六条 クリーニング師が免許証を破り、汚し、又は失つたときは、その旨を書き、破り、又は汚した場合においてはその免許証を添え、一月以内に免許を与えた都道府県知事に再交付の申請をしなければならない。 2 前項の規定によつて、免許証の再交付を申請した後、失つた免許証を発見したときは、五日以内に免許を与えた都道府県知事に提出しなければならない 			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			